

TRANSPARENCY REPORT 2022

法人経営に関する透明性報告書

監査法人アヴァンティア

2022年10月



Avantia



TRANSPARENCY REPORT 2022

法人経営に関する透明性報告書

CONTENTS

- 01 マネージング・パートナーご挨拶
- 02 当監査法人の基本理念
- 03 当監査法人の経営基盤
- 04 ガバナンス基盤
- 05 人財基盤
- 06 IT基盤
- 07 監査品質基盤
- 08 財務基盤
- 09 国際対応基盤
- 10 外部レビュー等への対応
- 11 監査品質に関わるヒストリー
- 12 ガバナンス・コードの対応状況
- 13 法人概要

マネージング・パートナーご挨拶

法人代表CEOご挨拶

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
有難い環境ではあるものの、おびただしく中堅上場企業からの監査契約受嘱の依頼をいただくなかで、丁重に礼を尽くしつつも、人員不足等を理由に「選択」せざるをえない状況は、不甲斐なく不本意な事態でありますし、監査法人業界の共通の喫緊の課題であると認識しております。

上場企業を監査する監査法人は、必要な基盤、すなわち人財基盤、IT基盤、監査品質基盤そして財務基盤のほか、ガバナンス基盤、国際対応基盤も時間をかけて整備・運用することが求められます。年々、求められる基盤はより高度化している現状にあります。

とりわけ必要な人的資本を蓄積し、人的基盤を強固なものにすることが最重要です。当監査法人は、職業専門家として必要な監査判断に磨きをかけるために、個の尊重を重視しながら、チーム力の増強と組織のバックアップに必要な制度、ルールの整備、多様な人財の登用、公平かつ効果的な人事評価制度や研修制度の充実等に注力しております。また、IT基盤の整備に関しましては、独自開発した電子調査システムや監査業務管理システムが、場所を選ばず勤務することや上位者がタイムリーに監査調査書を査閲することを可能にしたため、効率的な監査が実現しました。今後はその有効性を、同規模の監査法人に働きかけ、より推進してまいります。

こうした人財開発及びIT開発を積極的に推進しているなか、監査品質基盤は、品質管理部門をより独立化、再強化して、現場を統括する事業推進部との濃密なコミュニケーションによる牽制機能を健全に果たすことで、確立している



ところであります。2022年1月に実施された外部レビューにも成果が表れました。

この「透明性報告書 2022」では、当監査法人のこうした活動とその成果をご覧いただきたいと思いますが、重要なことは、現場において事実を正確に把握して、事実に基づいた確かな専門的判断を、実践することです。必要な各種基盤の整備・運用はその前提に他なりません。上場企業等が正しい情報を発信することに資する現場力の強化が、監査法人の本来の仕事、役割です。

監査法人アヴァンティアは、研鑽を日々努めてまいります。現場でお気づきの点やご懸念点を指摘いただくことが、組織内のフィードバックを通じた当監査法人の進化につながります。今後ともご支援ご鞭撻賜りますよう、宜しくお願いいたします。

監査法人アヴァンティア
法人代表CEO 小笠原 直

COOご挨拶

昨今、監査難民という言葉が再び巷で聞かれるようになってきました。監査法人に対する社会からの期待はますます高まる一方、監査法人に所属する公認会計士が全体の40%程度にまで落ち込むという状況下、明らかな需給のミスマッチが生じています。監査業務、とりわけ上場企業監査については、資本市場にとってインフラとしての役割を果たす重要な機能ですが、このような公益性の高い業務が安定的に社会に供給されなくなる可能性が高まっているわけです。

私は、そのような監査業界の現状を憂うとともに、せめて私たち監査法人アヴァンティアはそのような業界環境にあっても、微力ながら自らの役割を果たして、社会に対して幾ばくかの価値を提供してまいりたいと強く願っています。

そのためには、監査品質を徹底的に高め社会からの期待に応え続け、私たち公認会計士という職業の根幹である「信頼」を高め続けるとともに、現場で仕事をする1人1人の公認会計士が社会的使命と自らの仕事への誇りを持ち、やりがいを持って、成長を実感しながら日々を過ごすことができるような監査法人として、監査法人アヴァンティアを経営しなければならないと常に考えています。

当監査法人の中期ビジョンである「Avantia2030」では、監査品質に関わるビジョンとして「最高品質の監査にプラスワンの付加価値を」を掲げました。これは、監査



品質を極限まで追求し、最高の品質で財務報告の信頼性を担保するという社会インフラとしての役割は当然のこととして実現しながら、同時に積極的な指導性の発揮による監査の付加価値向上を目指すというものです。

優秀人財が、指導性を発揮しながら監査というフィールドで自らの成長を実感し、前向きに監査業務に取り組むことが、最終的には高いレベルでの監査品質を確保しながら社会からの期待に応えることにつながると確信しており、COOとしてそのような経営を行うことが自らの責務と考え、今後も不断の努力を重ねてまいります。

監査法人アヴァンティア
COO 木村 直人

ミッション・ビジョン・バリューの紹介

当監査法人では、当監査法人の存在意義、ひいては社会に対して果たすべき使命を「ミッション (Mission)」として定めるとともに、このミッション実現のためにどのような組織になる必要があるのかという観点からの未来のありたい姿として「ビジョン (Vision)」を定めています。

また、ミッション及びビジョンを実現するために、日々の判断や行動指針として機能する価値基準として、メンバー自ら設定した「バリュー (Value)」があります。

Mission	ミッション (存在意義、果たすべき使命) 社会の公器たる企業と社会的使命感を有する人財の架け橋、すなわちプラットフォームとしての役割を果たすことを通じて、資本市場及び経済社会の健全な発展に寄与すること。	Value	バリュー (日常的な価値基準) Be The One 我々は、自由職業人としての“個”を重視し、日々の挑戦を通して“特別な個 (= The One)”になることを目指します。 また、普段から“笑顔 (e)”でいられるように、明るく前向きに仕事に取り組みます。 Growth Support “in the same boat” 我々は、後進に対して積極的に助言し、成長支援をすることで、人財が大きく育つ環境をつくります。 また、我々がチームとして、クライアントと共に“同じ船に乗る (= in the same boat)”ことで、難局を乗り越え、共に成長していきます。 + Ultra Qualità 我々は、仕事に取り組むに当たっては、さらなる高みを目指すことを良しとし、“限界を超えて (= + Ultra)”品質を高めていきます。 そして、“利他 (= lita)”の精神で、人 (チーム) や社会のためになる仕事をします。
Vision	ビジョン (未来のありたい姿) ・圧倒的な「個」の力を有する優秀人財を輩出する監査法人になる。 ・何にも屈することなく、公正な判断をすることができる適正規模の監査法人になる。 ・前例にとらわれず先導的役割を果たすことのできる業界最高水準の監査法人になる。		

これら、ミッション、ビジョン、バリューの土台となる組織カルチャーを規定する「Our Office 17 Spirits」をベースに「人財基本方針」(「05 人財基盤」参照)を設定し、採用や人事評価の基礎としております。

これら監査法人としての基本的な考え方が、監査品質の土台である個々人の使命感や倫理観の基礎であると考え、職員全員に対して周知しております。

監査法人は公認会計士法に基づいて最低5人以上の公認会計士の集合体として組織される法人で、公認会計士法の改正によって1966年に制度として創設されました。当時は戦後の経済成長の中でクライアントである企業が大規模化、国際化を進める一方、そういった企業の監査を個人の公認会計士が担うのは限界があるとして、監査を組織的に行うという観点から、最低5人以上という要件のもとで、公認会計士を組織化した監査法人の必要性が叫ばれたわけです。

監査法人は、間接有限責任や所有と経営の分離を前提とした通常の株式会社とは異なり、無限責任のパートナーシップを前提としていますので、そのような組織体におけるガバナンスとしては、無限責任であることを前提としたパートナーによる相互監視が最も重要な基盤となります。私たち監査法人アヴァンティアも、無限責任のパートナーシップをガバナンスの根幹としています。

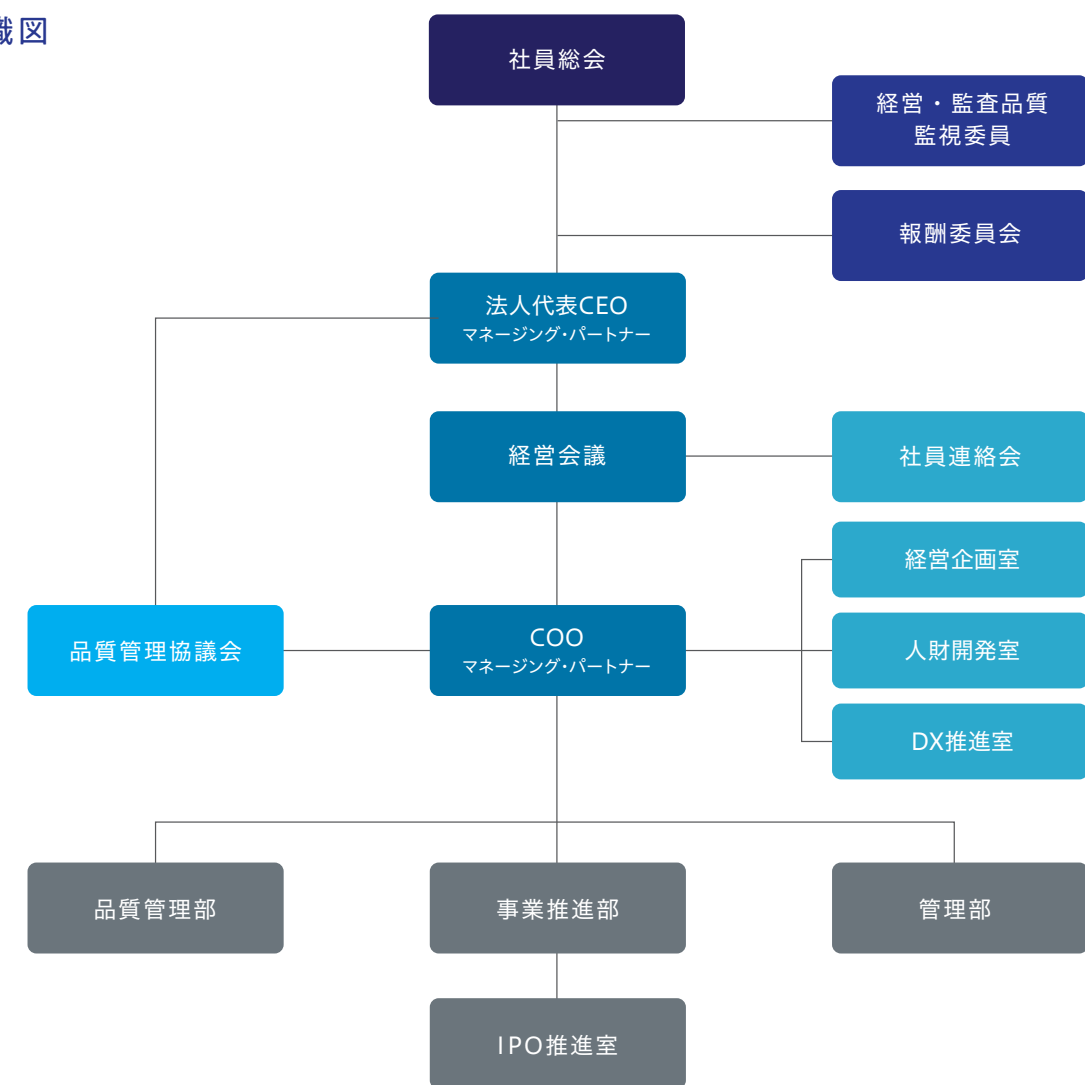
一方で、昨今の監査においては、パートナーによる相互監視という考え方のみでは、社会から期待される役割を十分に果たすことができない可能性が高まっています。特に上場企業監査またはそれに準じる監査を行うに当たっては、組織的な品質管理体制を十分に構築することが重要となりますし、組織運営においても、自らを社会的な存在と位置づけ、内向きの論理で経営するのではなく、ステークホルダーへの説明責任を果たすことができるような経営基盤の確立を目指さなければなりません。

監査法人として確立すべき経営基盤には様々なものがありますが、昨今の議論においては、①ガバナンス基盤、②人財基盤、③IT基盤、④監査品質基盤、⑤財務基盤、⑥国際対応基盤などが中心とされています。当監査法人においても、これら6つの切り口を踏まえた経営基盤の確立を目指しており、本報告書においても、それぞれの経営基盤についての取組み状況を説明させていただきます。

また、当監査法人は、対外的にも説明可能なガバナンスを高いレベルで構築することを念頭に、「監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガバナンス・コード)の適用を行っております。ガバナンス・コードへの対応状況については「12 ガバナンス・コードへの対応状況」において説明しておりますので、そちらをご参照ください。

当監査法人は、監査法人制度に則り、社員総会を頂点の機関として、パートナー全員による無限責任のパートナーシップをガバナンスの根幹としながらも、高いレベルの監査品質を組織的に確保し、上場企業監査を主たる業務に据え社会に対して監査法人としての役割を適切に果たしていく観点から、監査法人としての組織的運営を担保するガバナンス体制を構築しております。当監査法人においては、以下でご説明するような組織機構により、ミドルサイズの監査法人として必要十分なガバナンス基盤を確立していると考えております。

組織図



社員総会

当監査法人は、パートナーシップをガバナンスの最も重要な基盤として、パートナー全員の合議による「社員総会」を最高意思決定機関として位置付け、年1回の定時社員総会を開催（必要と認めた場合には臨時社員総会を開催）しています。

社員総会は、パートナーの加入及び脱退、定款の変更、代表社員の選任、決算の承認といった法人の基本事項に係る意思決定機関です。

法人代表CEO、COO

経営執行については、経営会議で選任された「法人代表CEO」が統括し、法人代表CEOにより選任された最高執行責任者「COO」が経営方針及び事業戦略に基づいて当監査法人の業務全般を統括しています。法人代表CEO及びCOOは、経営執行を統括する意味合いからマネージング・パートナーと呼称しています。

また、法人代表CEOは当監査法人の最高経営責任者として法人を代表して経営執行を行うとともに、監査品質に関する最終責任を負っています。

品質管理協議会

監査品質に関する最終責任を負う法人代表CEOのもとで、COO及び品質管理体制の構築及びモニタリングを担う品質管理部と監査現場での品質管理推進を担う事業推進部の中核メンバーで構成され、組織的品質管理体制の構築を推進するための様々な議論を行う組織横断的な会議体として「品質管理協議会」を設置しています。

品質管理協議会は毎月開催され、監査品質向上のための施策が活発に議論されています。

経営会議

経営執行を支援するための会議体として、マネージング・パートナー、シニア・パートナー、管理部長によって構成され、月例及び機動的に開催される「経営会議」が日常的な意思決定機関として機能しています。経営会議では、法人経営上の重要事項に関する具体的な議論を行い、諸施策を迅速に決定し実行します。

経営会議は、下記メンバーで構成されています。

- | | |
|------------------------------|--------------------------|
| ・小笠原 直（法人代表CEO マネージング・パートナー） | ・藤田 憲三（事業推進部長 シニア・パートナー） |
| ・木村 直人（COO マネージング・パートナー） | ・相馬 裕晃（シニア・パートナー） |
| ・西垣 芽衣（品質管理部長 シニア・パートナー） | ・松本 伸一（管理部長 パートナー） |



（左から）相馬 裕晃 / 木村 直人 / 藤田 憲三 / 小笠原 直 / 松本 伸一 / 西垣 芽衣

社員連絡会

経営会議における決議事項及び経営状況について全パートナーへ月例で情報共有を行うため、社員連絡会を設置しています。

経営・監査品質監視委員

当監査法人では、外部の目による経営監視を行う趣旨から、パートナー以外の第三者による経営及び監査品質を監視するための機関として「経営・監査品質監視委員」を設置し、ガバナンスに通じた第三者が就任することとしています。

経営・監査品質監視委員の任期は4年で、毎月の経営会議に出席して経営監視を行うとともに、監査品質について法人代表 CEO 及び品質管理責任者と随時協議を行い、経営・監査品質を外部から監視します。

経営・監査品質監視委員 鈴木洋子氏からのメッセージ

長引くコロナ禍の影響やデジタル化の加速度的な進展、ESG・サステナビリティ経営の要請など、企業活動を取り巻く環境の急激な変化とともに、新たなリスクも高まっています。このような中、監査法人には、企業の経営環境の変化やリスクを適切に理解し、高品質な監査を提供することが求められています。

監査法人がその公益的な役割を果たし、社会的な期待に応えるためには、経営陣のリーダーシップによる組織的な監査品質管理体制の整備・運用が不可欠です。その上で、個々のメンバーが監査・会計のプロフェッショナルとして、知見を広げ、高度な専門性に磨きをかけることで、更に組織体制が強化されるという好循環が期待されます。

監査法人アヴァンティアにおいては、法人の基本理念に沿って、組織的品質管理体制の整備・運用を強化する継続的な取組みを推進し、監査品質の要となる人財育成についても、その多様性が確保され、個々の専門家としての能力が生き生きと発揮できるよう、積極的な取組みがなされていると評価しています。

監査品質の更なる向上のために、経営・監査品質監視委員として、今後とも、組織的品質管理体制の整備・運用状況、人財育成・評価の取組み、リモートワークや電子監査調書システム等の活用による監査の効率化について、注視してまいります。

企業法務の知見や上場企業・各種法人の役員経験を活かして、外部からの目線で、経営及び監査品質に対する適切な監視を行い、透明性の高いガバナンスの向上に寄与できれば幸いです。



〔鈴木洋子氏 略歴〕
弁護士。一橋大学法学部卒業。株式会社イトーヨーカ堂社外監査役、株式会社セブン&アイ・ホールディングス社外監査役、独立行政法人経済産業研究所監事（現任）、株式会社プリアストン社外取締役監査委員（現任）、株式会社丸井グループ社外監査役（現任）等を歴任。

品質管理部

品質管理に関する責任部署として「品質管理部」を設置しています。品質管理部は、監査の品質管理に関する法人内インフラ（規程、マニュアル、監査ツール等）の構築を推進するとともに、実施した監査業務に関する審査の管理及び支援とモニタリング（日常的監視及び定期的な検証）を実施し、高いレベルでの監査品質の確保を行います。

事業推進部

監査業務及び非監査業務に関する業務遂行を担う部署として「事業推進部」を設置しています。事業推進部においては、品質管理部で整備した監査品質向上のためのインフラを確実に実装し運用することが求められています。現場レベルでの監査品質の向上を図るため、人財の最適配置を行うためのリソース・マネジメントや組織横断的なプロジェクト・マネジメント支援等も積極的に進めています。





監査法人は個としての公認会計士の集合体です。ですから、人財基盤は監査法人経営の中核をなす極めて重要な経営基盤であるといえます。社会的使命感を有する優秀な人財を1人でも多く発掘し、その人財を一流の職業専門家として育成し、1人1人の人財がその力を最大限に発揮することを可能とする環境を構築することが監査法人経営における核心的なテーマであり、高いレベルでの監査品質の確保にも直結します。当監査法人においては、人財開発室が中心となって、そのような人財基盤の確立を目指しています。

人財開発室長 梶原 大輔



人財基本方針

当監査法人においては、高い監査品質を実現し、監査法人としての社会的役割を果たすために必要な人財を、質量ともに十分な形で確保して業務を行うために、法人として求める人財像についての基本的な考え方を、「アヴァンティアの人財基本方針」として整理しています。この人財基本方針は、人財採用における判断基準として機能するとともに、人事評価においても、当該基本方針に則った評価を行うこととしています。

アヴァンティアの人財基本方針

会計士である前に、良識ある社会人、そして一流のビジネスパーソンとしての振る舞いができる人財

会計プロフェッションとしての高い倫理観を持ち、仕事の公益性を常に意識した利他の精神を有するとともに、定められたルールの趣旨を理解し、誠実に遵守する人財

仕事に取り組むに当たっては、常に前向きに明るく好奇心を持ってチャレンジするとともに、変化を拒まず、新たな価値観や多様性を受け入れる人財

会計プロフェッションとしての専門的知識はもちろん、企業経営者との対話にもつながる幅広い豊かな教養を備えるための良習慣を持った人財

チームワークを重視して、自己の業務で完結するだけでなく、全体最適の視点で仕事に取り組むことができる人財

自身の専門能力の向上にむけ常に自己研鑽に励むとともに、後進に対して積極的に助言し、成長支援をすることで、人財が大きく育つ環境をつくりあげられる人財

クライアントの健全なニーズに全力で応え、指導性の発揮を通して、クライアントの課題解決を推進できる人財

人財採用方針

人財発掘においては、当監査法人が求める人物像に関する基本的な考え方をまとめた「人財基本方針」に合致し、当監査法人の経営理念に共感する人財について積極的に獲得をしています。

特に昨今においては、当監査法人に対するニーズの高まりに適切に応え、持続可能な形で監査法人としての役割を果たし続けるために、人財に対する先行投資を継続して推進しています。直近1年間においても、新規合格者13名、中途キャリア人財6名、オーディット・アソシエイト5名、管理部4名、合計28名の常勤メンバーの採用実績を有しており、同規模の監査法人としては卓越した実績であると自負しています。

多様な働き方を前提とした人財確保

当監査法人では、2008年の設立以来、業務に支障のない範囲においての副業を全面的に認めています。当監査法人自体は、社会からの期待に応えるべく、監査法人として自らの事業領域である監査業務に経営資源の多くを割くという考え方で経営しているため、公認会計士として監査以外の業務について経験を積みたいというメンバーのニーズについて、副業の解禁という形で応えとともに、公認会計士としての幅を広げる観点から推奨もしています。

また、副業を前提とした個人としての時間の使い方についても、柔軟な制度を構築しています。一般的には、監査法人の職員は常勤職員と非常勤職員のいずれかという整理がなされますが、当監査法人においては、副業に一定の時間を割くことを前提としたフレキシブルなスタイルの常勤職員(例:80%常勤)も存在しており、監査離れが進む昨今の業界環境において、優秀な人財が監査業務にとどまることに大きく寄与しています。

このようなスタイルの職員は、非常勤職員とは異なり、時間配分以外の要素はすべて常勤職員と同様であり、当監査法人の品質管理ルールの周知なども通常の常勤職員と同様に行っているため、監査品質の確保は一定の高いレベルでなされています。

また、地方在住の人財が当監査法人で活躍する機会を確保し、法人として多様な人財を確保する観点から、リモートワークを前提とした働き方についても活用をしています。

公認会計士以外のエキスパート活用

当監査法人においては、公認会計士資格は有しないものの、高度な専門性を有するメンバーを「エキスパート」として積極的に活用しています。

昨今の企業における財務報告の作成プロセスにおいては、ITの活用は不可欠なものとなっており、現状では、IT専門家が主に該当しますが、今後は、非財務情報の監査等、会計や監査以外の分野においても専門的な知識、経験が必要となることから、エキスパート人財について、より積極的な活用を模索してまいります。

非常勤職員の活用方針

公認会計士の中には個人会計士として活躍をしながら、非常勤職員として監査業務においても社会的役割を果たしていきたいと考える方も多くいますので、監査業務においては一定の非常勤の活用も行っております。多様なバックグラウンドを有する非常勤の会計士については、得意分野を活かした監査品質への寄与、若手常勤メンバーへの良い刺激となる良い側面も多くあります。ただし、高いレベルでの監査品質の確保を行うためには、コアな業務は常勤職員主体であるべきと考えているため、チーム内の非常勤職員は一定以下とすることを基本方針としていますし、非常勤職員であっても、監査品質に関するルールの遵守は徹底する観点から、非常勤職員に対する監査品質を中心とした評価を行い、当該評価結果に応じた科目分担とする等、監査品質にも配慮をしています。

非監査業務に対する方針

当監査法人では、公益性の高い監査業務に優先的に人財を投入する方針としており、非監査業務について積極的な事業開発は行っておりません。一方で、非監査業務は、公認会計士としての専門性の幅を広げる機会であり、人財育成の観点からは有用であることから、そのような機会に恵まれた際には、監査における独立性保持を前提として、前向きに取り組んでおります。

人財育成方針

採用した人財を一流の職業専門家へと育成するための「人財育成」については、専門職員1人1人の個の力を最大限に伸ばすとともに、これをチームとして結集する、そしてチームとしての動きから個がさらなる成長を遂げるという基本的なコンセプトに基づいて取り組んでいます。

特に積極的に採用を進めている新規合格者については、3年間で上場企業監査における主査業務を担いうる人財へと育成するという考え方にに基づき、小手先のテクニックではなく、いかにして自分の頭で考え抜いて監査業務と向き合うかという観点から、参加者にじっくりと考えさせる形態の研修を定期的を実施するとともに、監査現場においてそれをOJTとして実践するという循環を重視しています。

また、一定の経験を積んだ中途入所者については、キャリアに応じて即戦力としての役割を果たしてもらうことを前提としていますが、企業風土や組織内のルールに慣れるための一定の時間は必要となるため、相談相手となるサポーター役を設定するなどのいわゆるオンボーディングに関する施策についても充実させています。

今後は、個々人の能力をきめ細かに把握しながら最適な成長機会を提供することができるタレントマネジメント、CPE義務を達成することはもちろんのこと、それだけにとらわれない多様な学びの機会の提供など、新たな取組みについても積極的に推進してまいります。

当監査法人の研修制度（アヴァンティア・アカデミア）

当監査法人では、会計監査の専門家であると同時に幅広いビジネス感覚を持った会計士を育成する観点から、徹底したOJTに加え、成長を後押しする仕組みとして、以下の研修制度(アヴァンティア・アカデミア)を整備しています。

また、短い時間でテーマを絞ったコンテンツで自己学習することができる研修プラットフォームとして、マイクロ・ラーニングによる動画配信も活用しており、現代人のライフスタイルに即した多様な学びの機会を提供することができるよう配慮しています。

1 業務研修制度

監査業務に必要な知見を学ぶ「監査実務研修」と、監査に限らない専門的な知見を学ぶ「専門ナレッジ研修」により、会計士としての力量を高めます。もちろん、メンバーが監査業務に従事する前提として、日本公認会計士協会が定めるCPE（Continuing Professional Education）制度に基づき履修義務達成要件を充足していることについて毎年確認しております。

【CPE単位取得状況】

	2020年度	2021年度
1人当たり平均	54単位	49単位

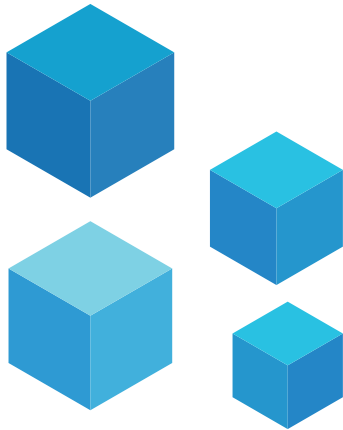
CPE単位は3年間で120単位の取得が義務付けられているため、1年間で40単位以上の取得が可能となるよう研修プログラムを設定しております。

2 ビジネススキル研修制度

豊かな教養を備えたビジネスパーソンを育成する観点から、職位ごとに必修となる「職位別ビジネススキル研修」と個人が付与されたポイントを利用して自由にプログラムを選択できる「選択型ビジネススキル研修」を運用しています。専門家として常に研鑽に努めることを是とする方針を打ち出し、必修以外の任意研修についても積極的な受講を奨励しております。

アヴァンティア・アカデミア 研修プログラム

		ジュニア・ アカウンタント			シニア・ アカウンタント			ジュニア・ マネージャー			マネージャー			パートナー	
業務研修		専門ナレッジ研修													
		監査実務研修 【基礎編】			監査実務研修 【上級編】			監査実務研修 【総括編】							
ビジネス スキル 研修	職位別	1年目	2年目	3年目	1年目	2年目	3年目	1年目	2年目	3年目	1年目	2年目	3年目	1年目	2年目
		ビジネス マナー	報・連・相		後輩指導	フォロアー シップ	倫理的な文書 作成	プロジェクト 1	評価者研修 1	評価者研修 2	評価者研修 3	評価者研修 4	プロジェクト 2	コーチング	リーダーシップ
		全職位共通研修(コンプライアンス・ハラスメント防止・リスク管理研修など) 年1回													
	選択型	汎用スキル研修(ビジネスマナー、MTGマネジメント、ロジカルシンキング、プレゼン、コンプライアンス)													
		専門スキル研修(プロジェクトマネジメント、交渉力、問題解決力)													
		マネージャー研修(コーチング、フィードバック、リーダーシップ)													
		MBAケーススタディ													
特化型スキル研修(採用・面接力、ビジネス英語、エクセル、統計)															
専門領域学習(ブロックチェーン、機械学習、AI等)															



人員状況

当監査法人においては、個々人の専門的能力及び組織内で求められる役割を踏まえて、次の職位を設けており、その構成は以下のとおりです。

職位	2021年9月 人員数	構成比	2022年9月 人員数	構成比
パートナー(P)	11	9.6%	16	11.7%
マネージャー(M)	8	7.0%	6	4.4%
ジュニア・マネージャー(JM)	9	7.9%	8	5.8%
シニア・アカウンタント(SA)	34	29.8%	34	24.8%
シニア・エキスパート(SE)	－	－	2	1.5%
ジュニア・アカウンタント(JA)	36	31.6%	48	35.0%
オーディット・アソシエイト(AA)	7	6.2%	12	8.8%
管理部	9	7.9%	11	8.0%
合計	114	100.0%	137	100.0%

(注)

・上表の2021年9月には、非常勤メンバーがSAに21名、JAに3名含まれており、フルタイム稼働ベースでは計5.7名です。
また、2022年9月には、非常勤メンバーがSAに25名、JEに1名、JAに6名含まれており、フルタイム稼働ベースでは計8.8名です。
・2022年9月人員の女性割合は37名(構成比27.0%)です。

また、品質管理に携わる部門別の専門要員数は以下のとおりです。

(2022年9月1日現在)	品質管理部	事業推進部	合計
品質管理に携わる人員数 (兼任者含む)	7名	6名	13名

人事評価方針・制度

当監査法人の人事評価は、メンバーに対してあらかじめ評価基準を示すとともに、評価や昇進等について透明性あるプロセスで行われることを前提として、監査品質の向上に寄与する人材が高く評価される仕組みとなっております。

具体的には、職位ごとに期待される「行動」と「成果」の観点から評価基準を設定し、一次評価者による評価を基礎として、各部門における二次評価会議を経て、最終的には経営陣によって構成される人事評価会議において、メンバーの評価を決定し報酬改定を行います。

それぞれの評価項目はウエイト付けされており、中でも監査品質のウエイトを最も高くすることによって、監査品質を最重視するという法人の基本方針が強く反映された評価基準となっています。

人事評価の結果、昇格又は降格の要件を満たす可能性のあるメンバーについては、昇格審査会議において、昇降格の必要十分要件を満たしているかを審査した上で昇格又は降格の決定を行います。なお、パートナーへの登用については、昇格審査会議の決定に基づき、最終的にはパートナー全員の同意により、決定しています。

また、評価結果は、メンバーとの個別面談を通じて伝達するとともに、必要なフィードバックを行っております。これらの人事評価システムによって、公正な評価を実施するとともに、監査品質向上のインセンティブを強化しています。



当監査法人では、監査法人としての信頼性を担保する高いセキュリティレベルの確保を前提とし、メンバーが自らの時間を知識労働に集中することを可能にするデジタル環境を実現することが、監査法人として推進すべきIT基盤の確立であると考えています。

IT基盤の確立に当たっては、日進月歩で変化する様々なテクノロジーを積極的に監査法人の業務に取り入れていくことを前向きにとらえ、そのために必要な投資も積極的に行うことを基本的なスタンスとしています。

一方で、ミドルサイズの監査法人である当監査法人の単独投資で実現できる範囲には自ずと限界もあることから、他の中堅監査法人との連携も含め、シェアリング・エコノミーの発想による共同投資も含め幅広い選択肢について検討を行っていきます。

DX推進室長 松本 伸一

当監査法人のIT環境

当監査法人においては、高いセキュリティレベルを確保すると同時に、組織の成長に合わせた柔軟かつ可変的なITインフラの実装と運用を推進するために、クラウド環境によるIT環境の整備を行っています。具体的には、Amazonが提供するクラウドサービスAWSを活用して法人としての基本的なITインフラを構築しており、AWSを活用したVDI環境の実現、そのインフラ上での自社開発電子監査調書システムAQuAの運用も実現しています。

当監査法人が運用するシステムの具体例

1. 電子監査調書システム「AQuA」(アクア)

監査現場において、実施者に対する的確な指示とタイムリーなレビューをスムーズに実施するためのインフラとして、独自開発した電子監査調書システム「AQuA」を用いており、監査調書の電子化を通じて、生産性及び監査品質の向上を図っています。

2. 監査業務システム「ADAMS」(アダムス)

業務日程調整管理、執務実績時間管理、独立性等チェック、休暇管理、職員やプロジェクト及び各システムと共用するマスタ管理機能を有している総合的な業務管理システムとして、独自開発した監査業務システム「ADAMS」を用いております。

3. ワークフローシステム「IBiS」(アイビス)

監査実務に特化した独自開発のワークフローシステム「IBiS」によって、監査の様々な局面で生じるドキュメントに対する承認行為の電子化を実現し、承認プロセスの可視化及び効率化を実現しています。

情報セキュリティへの取り組み

当監査法人は、監査法人として取り扱う様々なクライアント情報を適切に保護するという観点から、情報セキュリティへの取り組みを推進しています。

具体的には、情報セキュリティに対する基本方針及び具体的施策について、それぞれ情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ対策基準として明文化し、これに適合するITインフラの整備を行っています。情報セキュリティの担保において重要となるメンバーの意識についても、研修等を通じてメンバー全員にセキュリティ・ポリシーの周知徹底を行うとともに、定期的なセルフチェック及びモニタリングを通じて、その運用が徹底されていることを定期的に確認します。

なお、監査調書を作成する環境として、AWS(Amazon Work Spaces)によるVDI(仮想デスクトップ)環境を整備しており、その環境において電子監査調書システムAQuAを利用することにより、メンバーに貸与したノートパソコンのローカル環境にデータを保存することのないようにしている点が大きな特徴です。今後も、監査法人として求められる高いレベルでの情報セキュリティを継続的に担保することができるよう取り組んでまいります。

ADICへの参画とAQuAの外部提供

当監査法人は、中堅中小監査法人向けに電子監査調書システムが利用可能なセキュアなITインフラサービスを提供することを主たる事業としている合同会社監査D&Iコンソーシアム(通称：ADIC)に対して、他の監査法人及びITベンダーとともに出資を行い、ADICの合併会社としての運営に参画しています。

ADICは、デジタル化の遅れが深刻な多くの中小監査法人における監査調書のデジタル化を推進するために設立された合併企業であり、ADICに対して当監査法人が自社開発した電子監査調書プラットフォームAQuAをライセンスすることで、AQuAの他法人への展開を推進しています。

これにより、当監査法人自らのデジタル化を推進するのみならず、中小監査法人業界全体のデジタル化に寄与することができると考えており、社会的な貢献を果たすという観点からは極めて重要な取り組みであると考えています。

リモートワークへの取り組み

当監査法人においては、コロナ禍を契機としてリモートワークに取り組んでいます。リモートワークが監査品質や情報セキュリティの確保に対する阻害要因となることのないよう、各種のツールを活用しながら、対クライアント、メンバー間のコミュニケーションの活性化を図るとともに、VDI環境を前提とした業務遂行により、リモートワーク下においても一定のセキュリティを確保しています。

今後は、対面でのクライアントコミュニケーションの利点とリモートワークによる生産性向上の利点のいずれも追求すべく、対面とリモートワークの最適なバランスについて議論を深めながら、監査品質向上にも資する新しい働き方を模索してまいります。

IT投資に関する方針

メンバーが自らの時間を知識労働に集中することができるように必要なIT投資については積極的に行う方針です。ただし、テクノロジーの急速な進化によって、活用し得るテクノロジーも多種多様となり、また複雑化しており、必ずしも当監査法人が単独投資をするという考え方のみでは、必要十分な投資を行うことができない可能性もあります。

そこで、当監査法人としては、合併出資を行っているADICが今後のIT投資において重要な位置づけになると捉えています。すなわち、シェアリング・エコノミーの考え方によって、他の中堅監査法人との共同投資を行うことによって、単独では難しかったIT投資を実現し、その利益を複数の監査法人で得ることにより、参画している中堅監査法人のレベル向上を図るという考え方で、最新のテクノロジーについて積極的な投資を継続していきたいと考えています。

監査品質に関する基本方針

昨今の会計監査を取り巻く環境は、クライアント企業を取り巻く事業環境が目まぐるしく変化し、ビジネスの高度化・多様化・複雑化・グローバル化が進む中で、経済事象を財務諸表に表現するための会計基準も新設・改訂を繰り返しながら、高度化・複雑化が進んでいます。また、有名企業による会計不祥事のたびに、監査に対する信頼回復と社会的期待に応えるため、監査基準もより厳格化しており、実施しなければならない監査手続と文書化の水準は、質量ともに増加の一途をたどっています。

上記事業環境を踏まえ、当監査法人では、厳格化する規制環境に確実に対応し、高い監査品質を保ち、監査法人としての社会的使命を果たすことを最優先事項として取り組んでいます。そして、それらの実現のために、公認会計士1人1人の個の力を十分に高め、尊重しながらも、いかにして組織的に安定した高いレベルでの監査品質を実現していくかという視点で、組織的品質管理体制の整備・運用に取り組んでいます。

組織的品質管理体制の構築は、監査現場から裁量権を奪い、品質管理部に力を集約するものではありません。クライアントと対峙する監査現場において重要な監査判断が的確になされるよう、組織的に支援していくことです。そのため、組織的品質管理体制の構築は、品質管理部だけで行えるものではなく、監査現場がいかに能動的に監査品質に向き合うかが重要であり、品質管理部と監査現場を所管する事業推進部とで、日々、活発な議論を重ねながら、終わりなき監査品質の向上に全力を尽くしています。



品質管理部長 西垣 芽衣

組織的品質管理体制

組織的品質管理体制の構築には、下記の3段階があります。

- 1 監査の品質管理に関する法人内インフラの構築
- 2 監査現場における品質管理ルールの実装と運用
- 3 監査業務のモニタリング

1 法人内インフラの構築及び 3 モニタリングを主に品質管理部が、2 監査現場への実装と運用を事業推進部が担っています。

1 インフラの構築 2 実装・運用 3 モニタリング

品質管理部と事業推進部では、当該3段階をそれぞれ独立して機能させるのではなく、より有機的に機能させることで、組織的品質管理体制の強化を図っています。

具体的には、モニタリングにより抽出された課題の根本原因の分析を通じて、法人内インフラの見直し、監査現場での運用の見直しにつなげるとともに、監査現場における運用上のニーズを法人内インフラに反映させることで、より監査現場にフィットした法人内インフラの構築を推し進めています。

1 監査の品質管理に関する法人内インフラの構築

当監査法人においては、要求される各種のレギュレーションに対応するとともに、高い監査品質を実現するために、品質管理部及び事業推進部の品質企画チームが中心となって、当監査法人独自の監査手法を開発しております。具体的には、監査の品質管理規程を基礎として、各種の監査マニュアル及び監査手続を実施する際に使用する様式等を開発し周知することで、重要な監査手続の脱漏を防止するとともに、生産性の向上を図っています。

開発に当たっては、機械的なチェックリストに陥ることなく、実施者自らの思考を促すようなマニュアル、様式等を十分に意識することで、形式主義とならないよう配慮しております。

2 監査現場における 品質管理ルールの実装と運用

事業推進部は、監査現場の最前線で活躍するメンバーを中心に構成しており、監査現場での経験や自身の監査チームでのベストプラクティスを持ち寄り、各監査現場で生じている課題や品質管理部のモニタリングにおける課題から、組織的な課題を抽出し、当該組織的課題を解消し、より効果的かつ効率的な監査業務の実現に資する仕組みの浸透を継続実施しています。

■ 調書レビューの徹底

当監査法人では、監査チームが実施した監査手続の結論と、結論に至る過程を確実に監査調書に残すことを担保するために、監査調書のレビューに特に注力しています。また、監査調書をレビューしフィードバックすることは、業務執行社員と主査、監査メンバーとのコミュニケーションの1つであり、人材育成の観点からも重要と考えています。さらに、多面的な調書レビューを通じて、より有効な監査手続手法について、仮説と検証を繰り返し、監査手続の進化・深化に取り組んでいます。

■ プロジェクト・マネジメント支援

監査は、監査計画の策定から監査報告書の発行まで、1年間のプロジェクトといえます。監査は、3度の四半期レビューと期末監査で構成されており、期末監査に工数が集中する特徴があります。

プロジェクト・マネジメントの失敗は、重要な課題の先送りにつながり、結果として監査品質の低下につながるおそれがあるため、当監査法人では、各監査チームにおけるプロジェクト・マネジメントを重視しています。

監査手続が年々増加する事業環境において、いかに適時に監査手続を実施し、いかに期末監査における重要論点にリソースを確保するかがますます重要となっていることから、当監査法人では、期首時点において、年間で作成を要する監査調書を網羅的に洗い出し、分担及び実施予定時期を計画し、期中においては、計画の見直しの要否と進捗管理に注力することで、監査手続の適時実施を目指しています。また、監査手続の推奨実施時期を明示し、各監査チームの進捗状況を組織横断的に可視化することで、各監査チームの自発的なスケジュール管理を促進するとともに、現場で生じている問題点を早期に発見し、監査チームを解決に導くための支援を行っております。



事業推進部長 藤田 憲三

3 監査業務のモニタリング

当監査法人では、品質管理システムに対する日常的な監視に加えて、個々の監査業務に対するモニタリングを実施しています。モニタリングは、進行中の監査業務について適時に不備を指摘し是正を促す「①運用モニタリング」と、当該年度の監査業務が終了し監査調書をアーカイブした後に実施する「②定期的な検証」の2つに大別されます。当監査法人では、監査品質の向上に資する取り組みとして、特に①運用モニタリングにより多くのリソースを割き、タイムリーな不備是正対応に注力しています。

① 運用モニタリング

進行期の業務の計画や、各四半期、期末審査のタイミングで監査業務の運用モニタリングを実施し、フィードバックを行うことで、監査チームに不備を適時に是正させ、監査品質の向上を図っています。さらに、事前に重点検討テーマを設定の上、組織横断的に個々の監査業務について、監査調書の最終整理段階においてもモニタリングを実施しており、不備が完全に治癒されていることを確認した上で調書アーカイブが実行される仕組みとなっています。

また、運用モニタリングの過程で発見された重要な不備や組織的な対応が必要な不備については、個別業務の対応に留まらず、経営会議や品質管理協議会に速やかに報告され、対応の検討がなされています。

② 定期的な検証

業務執行社員ごとに少なくとも3年に1回は対象となるよう検証対象業務を選定し、監査調書の閲覧及び監査チームへの質問を通じて、品質管理ルールの遵守状況の検証及びフィードバックを行い、監査品質の向上を図っています。直近の実施状況は以下のとおりです。

	直近3年間
パートナーのカバー率	100%
対象となった業務数	12件

アーカイブ前の運用モニタリングを徹底している結果、定期的な検証における直近年度の指摘事項は1業務当たり平均3.6個であり、また、監査意見に重要な影響を及ぼす事項は発生しておりません。

これらのモニタリング実施結果については、人事評価にも反映させ、品質管理ルールの遵守徹底に対する監査実施者のインセンティブ強化を図っています。



品質管理部
モニタリングチームリーダー
野村 奈穂

職業倫理と独立性

当監査法人は、監査基準をはじめ、関係法令及び日本公認会計士協会が定める倫理規則等の諸規則を遵守するよう規程を定め、日常的に職業倫理及び独立性の重要性を全てのメンバーに伝達するとともに、研修を実施することにより、その遵守について周知徹底を図っています。

また、監査実施の前提条件である独立性の保持については、品質管理部が厳格に管理しており、全職員に対して年に1回(7月)、独立性の確認を一齐に実施しています。

	2021年	2022年
独立性確認書提出率	100%	100%
違反件数	0件	0件

ローテーション制度

監査業務の長期間の関与による馴れ合いを防止する趣旨からローテーション・ルールを設けております。

大会社等の監査業務については、チームメンバー及び審査担当社員のローテーションを下表の期間に従い実施しています。

役割	最長関与期間	インターバル期間
筆頭業務執行社員	7年	5年
その他の業務執行社員	7年	2年
審査担当社員	7年	3年
監査補助者	12年	2年

新規受嘱・契約継続におけるリスク管理

新規の監査業務を受嘱するに当たっては、独立性に問題がないことを前提として、経営者の誠実性、ビジネスモデル、ガバナンス、コンプライアンス、決算内容等を十分に確認し、監査リスクの評価を適切かつ厳格に行った上で、当監査法人の受入能力及び監査報酬等を含め、総合的かつ十分に検討して、受嘱の可否を判断しております。

大会社等の監査業務の受嘱に際しては、申請者とは独立した形で、品質管理部がリスク評価を行うとともに、経営・監査品質監視委員からの意見聴取も行い、これらの情報を総合した上で、経営会議の承認を経て、受嘱の承認がなされます。大会社等以外の監査業務については、申請者による申請内容を吟味の上、品質管理部長が受嘱の承認を行います。

なお、受嘱に際し、監査人の交代が伴う場合は、監査業務の引継ぎが適切に行われることを合理的に確保するため、監査人の交代における監査業務の引継ぎについての方針及び手続に従い、議事録の相互確認を含め、適切に実施しております。

また、監査契約の更新に際しても、リスク評価の更新を行い、契約継続の可否判断を行うこととしており、品質管理部長が契約継続についての承認を行います。

監査実施者の選任方針

当監査法人においては、メンバーの能力、適性、十分な時間を確保できることなどを考慮し、人財の最適配置の観点から、監査実施者の選任を行っております。

1. 業務執行社員の選任

被監査会社の特性、パートナーの能力、十分な時間を確保できること、ローテーション規制の遵守などを考慮し、事業推進部長が品質管理部長と協議を行ったうえで選任し、COO が決定します。

2. 監査補助者の選任

被監査会社の特性、メンバーの能力、リソース、成長機会の提供、チームとしてのバランス等の要素を考慮しつつ、被監査会社の異動や、メンバーの入所・退所等の都度、事業推進部内のリソースマネジメントチームが機動的に検討協議を行った上で、事業推進部長が決定します。

積極的なコミュニケーション

当監査法人では、監査の実効性を高める狙いから、経営者等及び監査役等とのコミュニケーションを積極的に行うことを基本方針としており、上場企業監査においては、四半期ごとに経営トップとの経営者ディスカッションを実施するとともに、監査役等への報告会も実施しています。

これらを通じて、タイムリーに重要論点についての双方向での円滑なコミュニケーション及び深いディスカッションの機会を確保しています。

監査チームへのナレッジ支援

品質管理部は、監査品質に寄与する監査手法を開発し監査現場への周知を行うのみならず、監査チームだけでは解決することができない事項が生じた場合に、専門的な見解に関する照会窓口としても機能します。回答については、内部の品質管理関係者のみではなく、会計・監査・法律に深い知見をもつ複数の専門家への照会体制についても整備しております。

照会のあった事項のうち、他の監査チームの品質向上にも資すると考えられる事項については、内容を一般化した上で、法人全体への通達によって周知するなど、現場へのフィードバックも行っています。

審査体制

当監査法人では、監査チームが策定した監査計画、重要な監査上の判断、監査意見の形成を客観的に評価するため、事業推進部長と品質管理部長が、監査業務ごとに審査担当社員としてレビュー・パートナーを選任し、審査を実施しております。

監査リスク等を勘案して、一定の事項に該当する場合には、合議制による審査会において審査を実施することで、実効的なリスクマネジメントとなるよう配慮しております。

審査は、①監査計画の審査(期初・計画更新時)、②監査意見形成に対する審査、③表示に対する審査(会社法・金商法)に大別され、監査の各段階において、適時に実施することとされています。審査の実施状況は、品質管理部が一元的に管理することで、審査の漏れや遅れを防止しています。また、業務執行社員は、審査が完了しない限りは監査報告書を発行することができません。これを品質管理部が厳格に管理しており、不適切な監査報告書が発行されるリスクを低減しています。

満足度調査結果の監査品質への還元

当監査法人では、毎年7月に顧客満足度調査(CS)と従業員満足度調査(ES)を同時に実施しております。従業員満足度の向上が高い品質のサービスにつながり、結果として顧客満足度を高めるとともに、高い顧客満足度がメンバーにとってのさらなるモチベーションとなっていくという好循環を意図して、両者の満足度を総合的に把握分析しているものです。

調査結果は外部の第三者であるコンサルタントによる分析を経て、当監査法人の組織診断を客観的に行うための重要資料として活用するとともに、研修により全メンバーにフィードバックしています。

また、監査品質の向上が満足度の向上にも直結するという認識のもと、各調査の相関性を有機的に検証しながら、識別された課題を改善するためのアクション・プランを立案し、持続的な監査品質の向上、満足度の向上に向けた取組みに活用しています。

～ HICE Official Certificate は、当監査法人のホームページに掲載しています～

通報制度

当監査法人では、法令等の違反行為又は違反するおそれのある行為(不正・粉飾、公認会計士の独立性、インサイダー取引等)に関する情報を、内外から広く収集し、品質の向上及びコンプライアンスの強化・徹底を図ることを目的として、専用の受付窓口「監査ホットライン」を設置し通報方法をウェブサイト上に開示しています。

通報があった場合、即座に法人代表 CEO 及び COO 並びに経営・監査品質監視委員への情報共有がなされ、通報者が不利益を被らないよう配慮することも含め、その後の対応について、公正、公平かつ誠実に検討することとしております。

監査法人は資本市場におけるいわばインフラのような存在として、極めて公益性の強い事業体である一方、あくまでも民間の組織体であり、企業として存続していくためには、一定の適正利益を確保するとともに、安定した財務基盤を確立することが重要となります。安定した財務基盤は、経済的に独立した立場で真に公正な監査を行ううえでも欠かすことのできない要素です。

当監査法人においては、このような観点から安定した財務基盤の確立を推進しており、設立以来継続して財務的な安定を確保するとともに、特定の顧客に対する報酬依存度についても倫理規則で設定されている水準^{*1}に照らして、十分に低い水準を継続しており、報酬依存度の高さが監査における独立性を脅かすような状況は一切ありません。また、監査法人経営に当たって必要のない資産は一切保有しておりません。

当監査法人の財務概況

(単位：百万円)

	2021年6月期	2022年6月期
1 項業務収入	1,042	1,431
2 項業務収入	44	55
売上高合計	1,086	1,486
最も依存度が高い顧客に対する報酬依存度(%) ^{*2}	4.9%	4.6%
現金及び預金	181	335
総資産	472	665
有利子負債	－	－
純資産合計	204	247

^{*1} 倫理規則においては、特定の顧客に対する報酬依存度が15%を超えた場合、独立性に懸念が生まれるため、必要な施策を講じることとされています。

^{*2} 報酬依存度の計算に当たっては分母にパートナー個人の業務収入を含めずに保守的に算出した割合を記載しています。

監査法人経営において国際対応というと、多くの方が国際ネットワークへの加入を思い浮かべるでしょう。一定規模以上の監査法人においては、何かしらの国際ネットワークへと加入することが常識であるかのように考えられている面もあります。一方、当監査法人においては、あえて国際ネットワークへの加入は行っていません。

一般的に日本の監査法人が国際ネットワークへと加入する利点としては、監査業務におけるツールやソフトウェアの利用、リファーマル業務の獲得、クライアントの海外子会社監査の安定した対応などが挙げられますが、その一方で、必ずしも日本の監査環境にはマッチしない監査マニュアルやツールの利用が半ば強制されることや、その対価としての多額のロイヤルティの支払いなどが生じるのも事実です。

当監査法人としては、国際ネットワークへと加入することによるマイナスの側面の影響が大きいと判断し、むしろ自社開発をした電子監査調査プラットフォーム AQuA を十分に活用し、自分たちで議論を重ねた品質管理ルールを何らの制約なく運用することで、より高い監査品質の確保が可能になると確信しているのです。

また、日本の監査基準及び関連する指針は、既に国際監査基準との整合が図られ、国際的な観点からも十分な水準での監査を行うことが可能であるため、この点からも国際ネットワークへの加入が、高い監査品質確保の必須要件となっているわけではありません。

その他、IFRS(国際財務報告基準)に関しても、既に複数の導入事例を法人として経験しており、IFRSに精通した人財を一定程度確保しています。

国際ネットワークに加入しないことで、クライアント企業の海外子会社監査の対応に不安を覚えられる方がいらっしゃるかもしれませんが、この点に関してもご心配は無用です。当監査法人においては、国際ネットワークに加入している現地会計事務所という制約にとらわれることなく、それぞれの国において、それぞれの海外現地法人にとって、最適と考えられる現地会計事務所に業務を依頼することで、むしろ最適な布陣でのグループ監査が可能になると考えています。

このようにして、当監査法人においては、国際ネットワークへの加入という形に一切とらわれることなく、それぞれの局面において最適な組み合わせで、クライアント企業のグローバル化へと対応できるようにしており、そのために必要となる外国語に通じた人財についても一定程度確保しています。

今後は、クライアント企業に対して紹介することができる海外の現地会計事務所の選択肢をより増やすことができるような施策についても検討していきます。

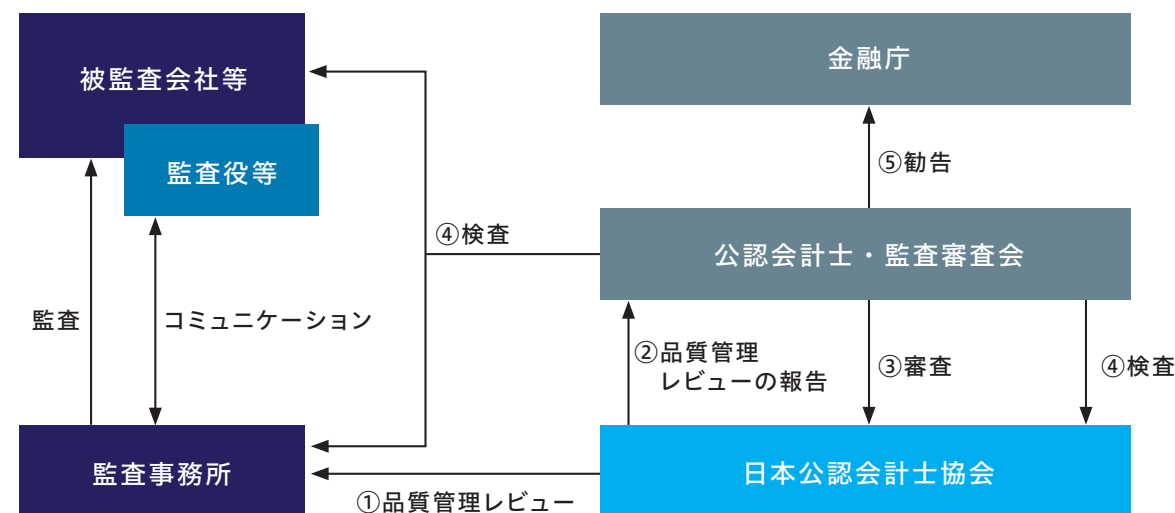
外部レビュー制度の全体像

上場企業監査を行う監査法人が受ける外部レビュー等には、「日本公認会計士協会による品質管理レビュー」、「公認会計士・監査審査会による検査」があります。

日本公認会計士協会による品質管理レビューは、自主規制の一環として行われるものであり、基本的には3年に1回の通常レビューと、改善勧告事項があった場合にその翌年に行われる改善状況の確認によって構成されています。

一方、公認会計士・監査審査会は、金融庁に設置された機関であり、日本公認会計士協会による品質管理レビュー結果について審査するとともに、必要に応じて監査法人に対する立入検査を実施します。公認会計士・監査審査会による検査は、監査法人そのものだけでなく、日本公認会計士協会による品質管理レビューが適切になされているかどうかの視点も含んでいます。

外部レビュー制度 概要図



品質管理レビューへの対応状況

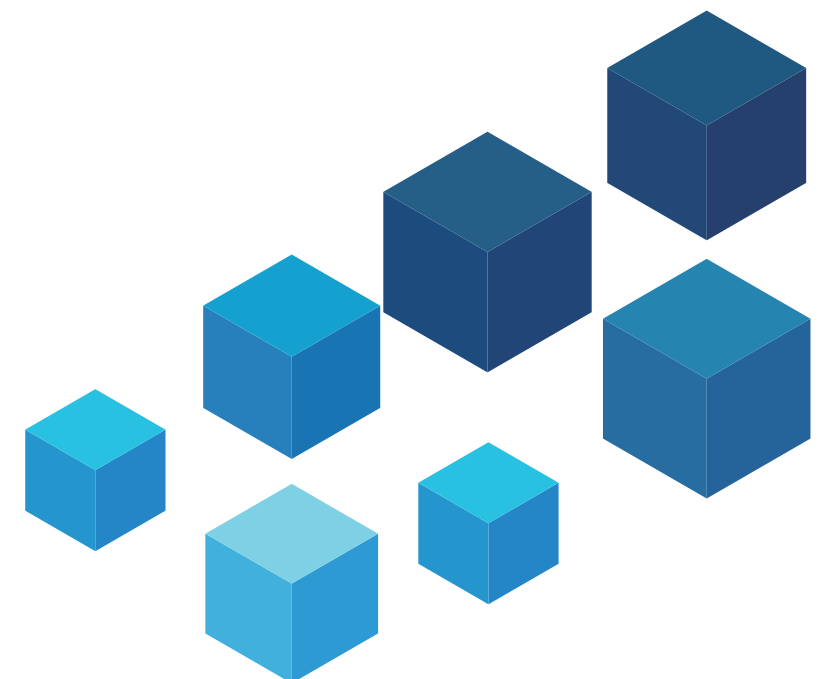
直近では、2022年1月に日本公認会計士協会による品質管理レビューがあり、「重要な不備事項の無い実施結果」が表明された品質管理レビュー報告書を受領しております。

審査会検査への対応状況

2018年5月に公認会計士・監査審査会からなされた処分勧告に基づいて同年9月に金融庁による業務改善命令を受けましたが、速やかに業務改善計画の履行を完了し、翌年2019年2月を基準月とする改善報告をもって業務改善報告は完了し正常化しております。

外部レビュー結果とその対応

外部レビューにおいて指摘された事項については、根本原因の分析を徹底的に行い、その原因に応じて、ガバナンスの強化、品質管理ルールの再強化、監査実施者への周知徹底を行うとともに、運用状況及び改善状況について、運用モニタリングにより確認を徹底しております。



2008年に産声を上げた当監査法人もおかげ様で設立14年が経過し、30社以上の上場クライアントの皆さまから監査をお任せいただける中堅監査法人へと成長することができました。

しかし、今日に至るまで当監査法人を取り巻く監査品質に関する環境は激変するとともに、その中で当監査法人も2018年に金融庁から業務改善命令を受けるなど、決して順風満帆というわけにはまいりませんでした。

今般、「法人経営に関する透明性報告書」をお届けするに当たり、皆さまにより良くご理解いただくためにも、当監査法人の監査品質に係る歴史を振り返りながら、当監査法人の考え方についてご説明いたします。

当監査法人は、ゼロから設立した監査法人であり、2008年の設立当初は5名のパートナー以外の常勤職員はごくわずか、監査現場のスタッフの大半は非常勤職員の会計士という状態からスタートしましたが、監査品質には自信を持っていました。重厚なマニュアルを携えるのではなく、顔の見える中小監査法人だからこそ、1人1人が自ら思考し、自ら専門家として判断することを徹底し、パートナーが現場最前線でクライアントとチームを的確にリードしていく、このようなアプローチにより、本質的な意味での品質を追求し、一定レベルの品質を実現してきました。

その後、新興監査法人にもかかわらず、当監査法人の考え方にご賛同いただける多くのクライアントの皆さまにも恵まれたこともあり、そのようなご期待に応えるべく、当監査法人の理念に共感することができるメンバーを、特にプロパー採用を中心に多く集め、監査法人として社会から一定の信頼を受けることができる規模へと順調に成長することができました。

この間、監査業界においては有名企業による会計不祥事が相次ぐ中で、監査に対する信頼回復の観点から監査品質に対する厳しい目が向けられることとなり、監査法人として組織的な品質管理体制を構築することの重要性が一層高まってきました。

これに対して当監査法人は、組織規模が大きくなる中で、設立当初と同様のアプローチだけでは、監査品質の維持が難しい状

況となっていました。すなわち、1人1人が自ら思考し、自ら専門家として判断をすることが大切であることに変わりはありませんが、同時に組織的に一定のレベルを保つための仕掛けが必要となるのです。しかし、そのような組織的な体制構築について残念ながら後手に回る結果となり、そういった状況において2017年に公認会計士・監査審査会による検査を受けることとなりました。

検査においては、会計不祥事などの指摘がなされたわけではありませんが、当監査法人の組織規模に見合った組織的な品質管理体制の構築について、経営として有効な手を打つことができていない点についてお叱りを受けることとなり、結果として2018年に業務改善命令を受けることとなりました。

この行政処分によって多くの方にご心配をおかけすることとなりましたが、一方で、当監査法人にとっては、監査品質を抜本的に改善するための非常に良い契機となったのも事実です。公認会計士1人1人の個の力を十分に高め、尊重しながらも、いかにして組織的に安定した高いレベルでの監査品質を実現していくかについて、メンバー一丸となって知恵を絞り、組織改革を断行することができました。この経験とその後の改革が、当監査法人の現在における組織的品質管理体制の構築の大きな土台となっています。

単にドキュメンテーションということだけでなく、本質的な意味で高いレベルの監査品質を実現するには、現場部門が自らのこととして現場で能動的に品質向上と向き合うこと、それを一歩引いた立場から品質管理部門がモニタリングすること、現場部門と品質管理部門の議論を活発にし、両者の最適なバランスを図ることが肝要です。おかげ様で、当監査法人は過去の苦い経験も経て、このような考え方で監査品質と向き合い、日夜その向上に努めることができていると考えております。

もちろん、監査品質の追求に終わりはありませんし、今後も組織の成長に応じた適切な対応が必要と考えておりますが、過去の経験も踏まえて、引き続き監査品質の向上と向き合い、たゆまざる努力を継続してまいります。

沿革

- 2008年 5月 ● 監査法人業界の既成概念にとらわれない適正規模の監査法人を目指し設立
- 2010年 6月 ● I2AN(International Accounting & Audit Network)加入
- 2010年 7月 ● 株式会社アヴァンティアコンサルティング(100%子会社)設立
- 2017年 9月 ● 株式会社先端監査技術革新機構(100%子会社)設立
- 2017年 10月 ● 経営トップの品質管理への主体的関与を推進する会議体として品質管理協議会を設置
- 2018年 1月 ● 自社開発の電子監査調書システムAQuAを全面導入
- 2018年 9月 ● 金融庁から業務改善命令を受ける
- 2018年 9月 ● ガバナンス強化のため、外部の目として経営・監査品質監視委員を設置
- 2018年 10月 ● 金融庁に対し業務改善計画を提出 ※その後、一度の定期報告のみで報告義務解除
- 2020年 10月 ● IPO監査強化のためIPO推進室を設置
- 2021年 7月 ● 人財開発・DX推進室を設置
- 2021年 11月 ● 自社開発の電子監査調書システムAQuAの外部展開を開始(合併会社ADIC設立出資)
- 2021年 12月 ● 監査法人のガバナンス・コードの本格適用開始



12 ガバナンス・コードの対応状況

当監査法人は、監査法人組織の原点である無限責任のパートナーシップに基づくパートナー間の緊張感ある相互監視をガバナンスの基盤としつつ、上場クライアント数が30社を超える規模の中堅監査法人として責任のある組織的運営を担保する観点から、2021年12月1日より「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）の適用を開始いたしました。

なお、監査法人のガバナンス・コード適用前の段階においても、中堅監査法人として参考になる点は積極的に取り入れるという観点から、「経営・監査品質監視委員」を設置し、外部の目による経営監視を行うことも含め、当監査法人はコードの大半について事実上の対応を行ってまいりました。

監査法人のガバナンス・コードの当監査法人の取組み状況について、次ページ以降においてご説明いたします。

ガバナンス・コードの内容		
原 則		内 容
監査法人が果たすべき役割	1	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。
	2	監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。
組織体制	3	監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。
	4	監査法人は、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。
業務運営	5	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。
透明性の確保		

当監査法人の取組み状況		
原則 1	監査法人が果たすべき役割	
	指 針	当監査法人の取組み
1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	P3 01 法人代表CEO ご挨拶 P5 02 当監査法人の基本理念
1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	P5 02 当監査法人の基本理念 P13-19 05 人財基盤
1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	05 人財基盤 P14 ・人財基本方針 P19 ・人事評価方針・制度
1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	P5 02 当監査法人の基本理念
1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方を明らかにすべきである。	P16 05 人財基盤 ・非監査業務に対する方針
原則 2	組織体制	
	指 針	当監査法人の取組み
2-1	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。	P8-12 04 ガバナンス基盤
2-2	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。 ・監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 ・監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 ・法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 ・監査に関する業務の効率化及び企業においてもIT化が進展することを踏まえた深度ある監査を実現するためのITの有効活用の検討・整備	P8-12 04 ガバナンス基盤 P13-19 05 人財基盤 P20-22 06 IT基盤 P23-30 07 監査品質基盤 ・組織的品質管理体制 ・監査の品質管理に関する法人内インフラの構築 ・積極的なコミュニケーション
2-3	監査法人は、経営機関の構成員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、経営機関として、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機関の構成員を選任すべきである。	P8-12 04 ガバナンス基盤

原則 3	組織体制	
	指 針	当監査法人の取組み
3-1	監査法人は、経営機関による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。	P11 04 ガバナンス基盤 ・経営・監査品質監視委員
3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、監督・評価機関の構成員に、独立性を有する第三者を選任し、その知見を活用すべきである。	P11 04 ガバナンス基盤 ・経営・監査品質監視委員
3-3	監査法人は、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 ・組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ・経営機関の構成員の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ・法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ・内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ・被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	P11 04 ガバナンス基盤 ・経営・監査品質監視委員
3-4	監査法人は、監督・評価機関がその機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	P11 04 ガバナンス基盤 ・経営・監査品質監視委員 なお、経営・監査品質監視委員の支援は経営会議が担っています。

原則 4	業務運営	
	指 針	当監査法人の取組み
4-1	監査法人は、経営機関が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	P23-30 07 監査品質基盤
4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	P13-19 05 人財基盤
4-3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 ・法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること ・法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ・法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること	P13-19 05 人財基盤

4-4	監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	P29 07 監査品質基盤 ・積極的なコミュニケーション
4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないように留意すべきである。	P30 07 監査品質基盤 ・通報制度

原則 5	透明性の確保	
	指 針	当監査法人の取組み
5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書、例えば「透明性報告書」といった形で、わかりやすく説明すべきである。	本報告書が相当します。
5-2	監査法人は、併せて以下の項目について説明すべきである。 ・会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 ・法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 ・法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方 ・経営機関の構成や役割 ・監督・評価機関の構成や役割。監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の選任理由、役割及び貢献 ・監督・評価機関を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価	本報告書においてご説明しております。
5-3	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	P29 07 監査品質基盤 ・積極的なコミュニケーション 資本市場関係者との意見交換は、法人代表CEO、COO が中心となり、様々な人的交流の中で実施しております。
5-4	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	実効性の評価を2022 年6 月期に関する評価から実施しその結果を経営・監査品質監視委員に報告しております。
5-5	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	5-4 に記載のとおり評価を実施しており、当該評価結果を組織的運営の改善に活用しております。



概要

法人名	監査法人アヴァンティア (英文名称: Avantia GP)
所在地	東京都千代田区三番町3番地8 泉館三番町2階
設立年月	2008年5月
代表者	法人代表CEO 小笠原 直
グループ会社	株式会社アヴァンティアコンサルティング 合同会社監査D&Iコンソーシアム

人員数

代表社員	2名
社員	13名
特定社員	1名
公認会計士	47名
試験合格者	46名
その他	28名
合計	137名

監査クライアント数

上場企業監査	32社
会社法監査	14社
その他法定監査	4社
任意監査	33社
合計	83社

本報告書に関するお問い合わせ

本報告書の内容及び当監査法人の監査品質に関するご質問、お問い合わせがございましたら、品質管理部まで遠慮なくお問い合わせください。

メールでのお問い合わせ：hinkan@avantia.or.jp

お電話でのお問い合わせ：(03)3263-7681

URL： <https://www.avantia.or.jp/>